

【議事概要】第5回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議

日時：令和8年5月26日(火) 14:00~16:00

場所：オンライン開催

○ 議題（1）施策の検討状況について

DV・ストーカー被害者からの相談に対し、ワンストップで支援を行うための相談体制について議論し、今後は関係機関の連携方法等、具体的な運用について議論することとした。

【主な発言】

- 従来、県では、DV相談については男性相談も含めて実施してきた。DVとストーカーの加害者は重複していることが多いが、DV加害者の危険性が高いケースがストーカーになり、命に関わる状況が生じやすいと思うので、ストーカー相談について、特別な対応を考えてほしい。
- 警察との役割分担や情報共有、連携のあり方は非常に重要であるため、課題意識を持って取り組んでいく必要がある。
- 警察との連携においては、成功事例と失敗事例の分析を行った上で、どのような連携が必要だったのかということ进行分析し、スキームにすることが重要。
- DV・ストーカーは相談者に及ぶ被害の危険度が非常に高いため、警察や犯罪被害者支援との連携が不可欠だと思われる。市町村の担当部署や警察といった現場での連携のあり方や具体的な支援方法、関係機関の役割分担や連絡調整・情報共有について具体的に詰めていかないと、相談者の具体的な支援にはつながらない。
- ワンストップ支援センターをつくることは重要だが、その先の支援が具体的に実現するよう、枠組みをしっかりと考えていくことが必要。
- DV・ストーカー被害相談支援センターの設置にあたり、既存のかながわ犯罪被害者サポートステーションとの連携・関係性を考える必要がある。
- センターの設置に当たっては、女性支援相談員の配置促進についても、予算を獲得しながら、支援体制の強化・バックアップ体制の構築をお願いしたい。
- 従来から運営している配偶者暴力相談支援センターの相談機能を残して発展させながら、ストーカーに特化した被害相談支援センターを設置するのがよいのではないかと。

○ 議題（2）条例の検討状況について

条例が目指す社会や、未然防止から自立支援まで切れ目なく支援を行うことの重要性、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法に規定されている支援主体や支援施策の連携を図り、3つの法律に横ぐしを刺し、施策の充実を図る考え方について意見交換し、さらに次回議論を深めていくこととした。

【主な発言】

- 条例の目指すもの、とりわけ地域の実情に即して何をその中で獲得していくのかを明確にしていくため、条例を定める意義を共有していくことが必要。
- 条例では、支援の主体となる行政や警察の役割を明確にするとともに、民間団体との協働について規定することが必要。
- 女性支援法が規定する支援は、社会的な構造による様々な困難から脱却し、DVやストーカー等のいのちに関わる被害を受けずに済み、本人が目指す生活を実現する、未然防止や自立支援の役割を担っている。女性支援法がなぜ女性だけが対象になったかという背景を踏まえて条例のあり方を考える必要がある。
- DV被害、ストーカー被害、それぞれの特性がある中で、条例を制定する目的について、共通認識を持ちながら議論していくことが大切。
- 条例の範囲を明確化することで機能するものになるので、そうした観点で条例の対象を検討する必要がある。
- 実務上、DV被害者とストーカー被害者の特性は違い、また、男性被害者と女性被害者の特性も違うが、加害者から引き離す、被害者を逃がすという点においては、初動は同じである。既存の女性支援のシステムを活かしたまま、初動で被害者と加害者を引き離すところを条例で規定できるとよいのではないか。
- 条例を定める意義は、国の法律に定められていないものを、地域の課題や実情に応じて定めることと考えている。条例の対象については、自治体における支援の状況や、川崎の事件を受けて支援を強化しているという点を踏まえながら、定める必要があるのではないか。
- 男性支援については十分ではない自治体がある中で、条例がこういった形になるのか具体的に考える必要がある。